

証明書発行請求機について

— お知らせ —

奈良地方法務局では、本局登記部門の証明書発行窓口にて「証明書発行請求機」を設置しています。

この発行請求機は、タッチパネル式で、お客様ご自身に直接入力いただくことで、申請書に記入することなく、発行される整理番号票と引換えに、証明書を受け取っていただけるものです。また、待ち時間も短くなりますので、ぜひご利用ください。

証明書発行請求機で請求可能な証明書

不動産登記

1. 全部事項証明書
2. 現在事項証明書
3. 地図証明書・図面証明書

商業・法人登記

1. 履歴事項証明書(全部又は一部)
2. 現在事項証明書(全部又は一部)
3. 閉鎖事項証明書(全部又は一部)
4. 代表者事項証明書
5. 印鑑証明書
6. 動産譲渡登記概要記録事項証明書
7. 債権譲渡登記概要記録事項証明書

申請書の
記入が不要

待ち時間
が短い

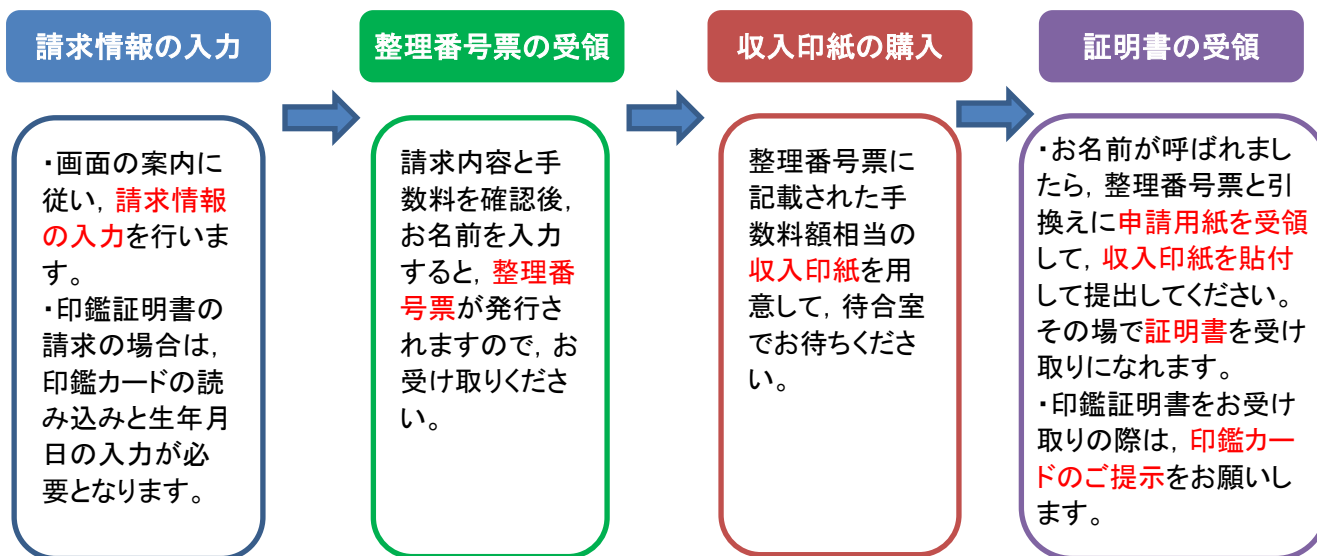


※ 請求不可能なもの

1. 要約書
2. 不動産何区何番事項証明書、区分建物一棟全部の全部事項証明書及び現在事項証明書、所有者・共有者のみの証明書、共同担保目録のみの証明書、信託目録付きの証明書

※印鑑証明書以外についても、印鑑カードをお持ちいただければ、商業・法人の特定がスムーズに請求できます。

証明書発行請求機による登記事項証明書等の請求の流れ



受付時間は、月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで（国民の祝日・休日及び年末年始を除く、窓口開庁時間に同じ）です。